

2019 年度 中部教区「障がい者と教会」委員会報告書

交流集会

2019 年 10 月 19 日（土）10 時～16 時 名古屋中央教会

主題「自分の人生を研究する～自分自身と共に～」

講師 向谷地生良さん 浦河べてるの家理事



岐阜地区集会

2020 年 2 月 15 日（土）13 時～16 時 華陽教会

主題「生きづらさを抱えた若者たち」

講師 和田芳子牧師 東海教会

目 次

<委員長総括>	
・ 2019 年度 教区「障がい者と教会」委員会活動について……………	1
委員長 柳本秀良（岡崎教会）	
<交流集会 委員感想>	
・ 2019 年 10 月 19 日中部教区「障がい者と教会」交流集会	
委員として参加して……………	2
田中文宏（名古屋桜山教会）	
・ 向谷地生良氏の『当事者研究』ご講演を聴いて	
『安心して絶望できる人生』など レポート……………	3
水谷恵子（飛騨高山教会）	
・ 交流集会「当事者研究」について……………	3
和田芳子（東海教会）	
<岐阜地区集会 講演要旨>	
・ 講演 「生きづらさを抱えた若者たち」……………	4
和田芳子（東海教会）	
<岐阜地区集会 寄稿>	
・ 救命ボート付き巡回灯台……………	1 0
大塚頼明（飛騨高山教会 客員）	
<岐阜地区集会 委員感想>	
・ 主題「生きづらさを抱えた若者たち」和田芳子牧師の講演を聴いて…	1 1
水谷恵子（飛騨高山教会）	
<編集後記> ……………	1 2
島 しづ子（名古屋堀川伝道所）	

2019年度中部教区「障がい者と教会」報告書

2019年度 教区「障がい者と教会」委員会活動について

委員長 岡崎教会 柳本秀良

中部教区「障がい者と教会」委員会は、教区の常設委員会として、障がい者に対する教会のハード面、ソフト面でのハードルを低くすることと、障がいを持つ人が教会の構成メンバーとして信仰生活をおくるために何が課題であるかを考えてきました。課題を共有し担っていくために、毎年教区全体を対象とした「交流集会」と、各地区のご協力により「地区集会」を行っています。

*第34回教区「障がい者と教会」交流集会 2019年10月19日（土）10:00～15:00

上記の会は名古屋中央教会を会場に開催し、昨年度より課題となっていました「当事者研究」について、浦河べてるの家理事の向谷地生良先生を講師に迎え、講演会とワークショップの時を持ちました。94名の参加者があり良き学びと体験の時をもつことができました。2018年度の「地区集会」（愛知西）で、愛実の会の戸田真二理事を講師に迎え「地域で暮らすこと～当事者研究の前線から～」というテーマで障がい者の当事者研究に触れました。その展開として、今回の「交流集会」を開催しました。

「当事者研究」とは、向谷地先生によれば、“当事者の生活経験の蓄積から生まれた自助（自分を助け、励まし、活かす）と自治（自己治療・自己統治）のツール”です。北海道浦河町における「べてるの家」などで始まった“エンパワメント・アプローチ”（当事者が自分の人生の主人公になれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと）で、統合失調症などがかかえた当事者の暮らしの中から生まれ育ってきた方法です。

今回そのスタイルを知ることによって、このアプローチについて理解を深めることができたと思います。ここ最近、発達障がいや身体障がい等を抱える当事者やその家族も、自発的に自由な形で当事者研究を始め、それを公開し共有することで、お互いの生きづらさを克服しようとしています。委員会としては、この「当事者研究」について、さらに学び、理解を深めて行きたいと考えています。

当事者が自分の抱える生きづらさの意味やメカニズムについて、研究し解明していく段階で、その仲間と一緒に「新しい自分の助け方」を考えていく活動として始まったのが「当事者研究」です。今回の講演やワークショップでは、まず自分が抱えている苦勞のメカニズムやパターン、意味が解き明かされ、新しいユニークな対処方法を考える研究スタイルが紹介されました。（これは「べてるの家」における長年の実践の蓄積に基づいた研究スタイルで、研究事例も多く、交流集会の前日に私が参加した第2回東海当事者研究交流集会プレ企画の集会でも紹介されていました。）特に午後のワークショップでは、当事者がその人なりの自由な手立てと発想で自らの経験や暮らしについて考え、それを仲間と共有することを通じて、当事者自身に表現の場が与えられるとともに、新しいつながりの機会を得ていく様子がよく分かるひと時でした。今回は主に精神障がい（統合失調症等）の当事者研究について学びましたが、他の精神障がい、発達障がい、身体障がい等の当事者研究についても学ぶ機会を提供していけたらと思っています。

*教区「障がい者と教会」岐阜地区集会 2020年2月15日（土）13:00～16:00

上記の会は華陽教会を会場に開催し、21名の参加者がありました。今回は、委員の和田芳子牧師（東海教会）の経験から「生きづらさを抱えた若者たち」をテーマにしました。和田先生は、前職（2018年まで）は東京都職員として東京都女性相談センター所長を務めておられました。東京都の「若年被害女性等支援モデル事業」の紹介と、その事業が民間団体（若年女性への直接のアプローチを行う「Colabo」「BONDプロジェクト」「人身取引被害者サポートセンターライトハウス」）と連携して行われたこと、その中で明らかになってきたことなどを学びました。若年女性、特に知的障がいや、発達障がいを持った女性への性暴力の実態とそれに対する取り組みについて、またこの問題を教会としてどのように受け止めるかを考える機会が与えられました。この問題は、今まで教会の中ではあまり語られず、まだまだ議論もされていないと思います。これからの「交流集会」などの機会に、また深めて行けたらと考えています。

「障がい者と教会」委員会は、今後もこれからの「障がい者」を取り巻く、解決されていない様々な問題に取り組み、「障がい者」が教会と社会の中で生き活きと過ごすことができるように祈りつつ歩んでいきたいと思ひます。

~~~~~

## 2019年10月19日中部教区「障がい者と教会」交流集会 委員として参加して

名古屋桜山教会 田中文宏

今年度の交流集会は、向谷地生良さんと浦河べてるの家の方々を迎えて行われました。私にとってはなつかしい顔ぶれとの再会でした。前任地の札幌の真駒内教会の特別集会に二回、向谷地さんとべてるの方々に来ていただきました。北海教区の障がい者と共に在る教会形成推進集会でも何度もお話を聞き、その都度いろいろな気づきを与えられ、目を開かれる思いでした。浦河で精神障がい体験者の集いを開催したことも忘れられない思い出です。当時、浦河には毎年三千人の見学者が国内外から訪れ、精神医療の分野でも大きな注目を集めていました。沢山の本やビデオも販売され、浦河はホットスペースとして全国的に知られるようになりました。特に、当事者研究は道内だけでなく、全国各地にネットワークが形成されるようになり、今後、医療や福祉など、多方面で活用されることが期待されます。

べてるの家は、浦河日赤病院のソーシャルワーカーをしていた向谷地さんが、居場所のない精神障がい者と浦河伝道所で共同生活を始めたことに端を発したと聞いています。その後紆余曲折はありますが、「べてるの家」という名前の由来の通り、神の愛に導かれて歩んできました。ある牧師が、「べてるの家は外から見ると天国だけど、中に入ると地獄だ」と言った言葉を忘れることができません。まさに天国と地獄をジェットコースターのように行き来するのがべてるの家の日常なのです。べてるの家では「三度の飯よりミーティング」を合言葉に苦勞の分かち合いを大切にしてきました。向谷地さんは、当事者のどん底の状態を知り、その苦勞を分かちあっているからこそ、時にはユーモアを交えてお話ができるのだと思います。当事者研究のコンセプトは、精神障がいに苦しむ人だけでなく、日々生きづらさに思い悩むすべての人に通じるものです。そして教会の宣教にも豊かな気づきを与えるものではないでしょうか。

向谷地生良氏の『当事者研究』ご講演を聴いて  
『安心して絶望できる人生』など レポート

飛騨高山教会 水谷恵子

名古屋ダルクの皆様の献身的なお助けもいただき、向谷地先生とベテルの仲間のお二人のお話を聞くことができ、本当に感謝でした。

一番感銘を受けたことは、大変な偉業を達せられているにもかかわらず、向谷地先生が、今の到達点や方法を「完成」とみなさず、絶えず吟味し、広く意見を聞き、さらに精査を続けておられるということでした。今年度は、新会堂とベテルの家の建築に向かっていらっしゃいます。

お話もご著書も、摩訶不思議な言葉で満ちています。

「自分の行き詰まりに手応えを感じる」「悩みのセンスがよくなってきた」「悩みの多さに自信が出てきた」・・・と、ご自分の状態を公開し、「妄想・幻聴大会」で誇り高く賞を競う・・・「人間アレルギー症候群」と自己否定の自分を研究して「居場所」を築き、起業までしてしまう。

「失敗の宝庫」「順調に問題だらけ」、医療者も介助者も、脱力して、ありのまま「そのまんま」がよいのかと気づく。拘束も薬も支援にはならない。何をしなくてはならないかではなく、「何をしないのがよいのか」にたどり着いた。援助しない「非」援助論、それは人と人がぶつかり合い、「生き辛さ」をさらけ出し合い、衝突、模索、自認、受容しながら、ゆっくりゆっくり長い時間を互いに寄り添いながら、本当に手間暇かけた真の人間関係作りの「安心して絶望できる人生」の築き合いである。

『当事者研究』は私たち全てに優れた方法ではないでしょうか。当事者研究が広まり、多くの解法となることを切に切に願います。

交流集会「当事者研究」について

東海教会 和田芳子

主題は「自分の人生を研究する」である。「研究」が当事者のためでなく、関わる人のために、研究者が研究成果を出すために、これまでどれだけ他人が当事者を勝手に研究してきたかと思われた。交流集会ではその研究を、当事者の方が自分のために自分で行い、同じ当事者と分かち合い、他の当事者のためのものにしていく実験現場に立ち合わせていただいた。

浦河べての家の「当事者研究」の基本は対話である。その対話は、お互いの言葉をていねいにひも解いていくプロセスである。話す人の話をじっくりと聞き、その話のなかのポイントをつかみ取って、対話の話題にしていく。そのポイントを分かち合いのなかで多角的に見ていくことによって、研究が深まっていく。そのためには、そのポイントを聞き取り、見抜くことがとても重要であり、そのポイントをつかむには、話す当事者に自分と自分の生活全体を語ってもらわなければならない。話そう、語ろうという思いを持てる仲間と、場所と、

時間が求められる。そして聞いている人は、当事者の人となりや生活を知っていなければならない。知っているからこそポイントがわかる。それには繰り返し話を聞き対話をしていく、息の長い付き合いと根気がいることだと思った。やはり研究にはファシリテーターが必要で、ファシリテーターには向谷地生良さんのように当事者の人たちと仲間として時間をかけて付き合うことと、話される言葉のポイントを聞き取る力が求められると思った。そう思うと、浦河べてるの家の「当事者研究」を広げていくのはたいへんなことだと思いつつ、浦河べてるの家の「当事者研究」は1984年から始まり、35年かけて向谷地生良さんと当事者の方たちが試行錯誤してつくり上げた研究の手法と実験方法が今、目の前にある。

それをそのままにしておくのか、という「弱さを強さ」にするイエス・キリストの声が聞こえた。

~~~~~

中部教区「障がい者と教会委員会」岐阜地区集会

講演 「生きづらさを抱えた若者たち」

東海教会 和田芳子

私は大学で福祉を学び、東京都職員として福祉の仕事に携ってきました。障がい者施設の職員、児童相談所では一時保護所の職員、児童福祉司、所長を経験しました。東京都の職員としての最後の3年間、東京都女性相談センター（東京都婦人相談所）の所長をしていました。そして昨年3月に東京都を退職し4月に東海教会（名古屋市昭和区）の牧師になりました。

児童相談所での仕事が一番長く、たくさんの生育環境に恵まれない子供たち、虐待された子供たちに出会いました。なんとか救えたと思えた命もありましたし、辛い境遇から助けることができたと思える子供もいました。けれども児童相談所が関わる年齢は18歳までです。

その後、どのような人生を歩むのかは他の支援機関に依頼するか、本人が自立し自分で切り開いていくしかありません。ただただ、たくましく生きてほしいと祈るばかりでした。

そして女性相談センターに赴任し、出会った女性たちのそれまでの生活を知った時、私が児童相談所で出会った子どもたちが重なりました。家庭環境に恵まれず経済的にも厳しい家庭で育った人、親から虐待を受けた人、知的な障がいを持って生まれ育った人などが多くいました。そしてその人たちが、性産業で仕事をする事になり、心も体も傷ついてしまっているのです。

そこで、女性相談センターで出会った若い女性たちの抱えている生きづらさをお伝えし、キリスト者として教会として、何ができるのか考えるときを持たせていただきました。

1 婦人相談所とは

私が生きづらさを抱えた若い女性たちに出会った相談機関についてご紹介します。

東京都婦人相談センターは東京都が設置した「婦人相談所」であり、売春防止法第34条の「都道府県は婦人相談所を設置しなければならない」という条文に基づき都道府県に1か所ずつ設置されています。

業務内容としては、以下のことを行っています。

- ・相談業務（電話、来所相談等）
- ・判定業務（医学、心理学判定）
- ・一時保護（365日24時間対応、入所期間約2週間）

- ・ 婦人保護施設への入所措置決定 ・ 広報・啓発活動・研修等の実施
- ・ 配偶者暴力相談支援センター機能

あらゆる女性相談に対応する相談所ですが、配偶者暴力相談支援センター（DV被害女性への対応）の機能があり、加害者から被害女性を守る必要があることから、住所が秘密にされているところも多く、広く知られて相談しやすい所と言い切れない状況にあります。

相談所としてわかりにくいことの一つの要因としては、法律での名称が「婦人相談所」と現在の時代にそぐわないため、各都道府県は独自に「女性相談センター」「女性相談所」「女性サポートセンター」などの名称を使っており、全国共通ではないことがあります。また自治体によっては、他の相談機関を併設しており、例えば看板として「福祉総合相談センター」となっているため、女性の相談を受けるのかどうか名称では明らかになっていないということもあります。

2 事例紹介

性産業で仕事をするようになった女性、性的被害に会った女性の事例を紹介しました。

(1) 知的な障がいを持ち、障がい者支援を受けていた女性

特別支援学校に通学し、就職先では学校の支援や職場の理解がありながらも、支援者が本人の「職場での居心地の悪さ」に気づかず仕事をやめてしまい、性産業で働くことになった女性

(2) 知的な障がいを持ち、障がい者支援を受けていなかった女性

知的な障がいを持っていることを親が認めず、障がい者の支援を受けることなく、性産業で働くことになった女性

(3) 両親が離婚し、再婚家庭で育った女性

両親が離婚した後母と暮らしていたが母が再婚し、家庭での居場所がなくなり、男性と生活するようになったが、セックスを強要され、精神的な疾患を負ってしまった女性。

(4) 両親が離婚し、ひとり親家庭で育った女性が就職したが人間関係がうまくいかず退職し、性産業で働くようになったあと、発達障害であることが分かった女性

3 女性を支援する法律等

性産業に従事したり、性被害にあってしまう女性たちを支援する法律を紹介します。

(1) 売春防止法（1957年制定）

もともとは売春する女性と売春をあっせんする業者を罰する法律です。売春歴があつたり売春をする恐れのある女性への支援が34条以下に規定されている。設置が求められている「婦人相談所」「婦人相談員」「婦人保護施設」が、あらゆる困難な問題を持つ女性への支援を行うことになっています。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）（2001施行）

(3) 人身取引対策行動計画（2004年制定）

(4) ストーカー行為等の規制等に関する法律

女性が「困った」と思ったとき相談を受けるのは「婦人相談員」です。婦人相談員は市町村に配置されることになっていますが義務設置ではないので、設置されていない市町村もあります。そうすると各自治体に1か所しかない婦人相談所に相談に行かなければならないということになり、相談しにくい状況があります。

「婦人保護施設」は、女性が自立を目指すために入所する施設です。年々入所する女性が減少し、全国的に22, 5%の入所率になっています（2016年）。

4 若い女性が女性相談に繋がらないこと

若い女性が生きづらさを抱えていても、婦人相談員、婦人相談所などの公的な機関に相談しないということが明らかになってきました。それは以下のような理由からです。

(1) 若い女性は電話をかけない

婦人相談所の相談方法は「電話相談」が中心ですが、若い女性はコミュニケーション手段にSNSを活用し、電話をかけない傾向にあります。

(2) 若い女性は相談窓口に出かけない

自分の抱えている困難をなんとかしてほしい、と思って相談窓口に分かから出かけていくのは苦手な傾向があります。

(3) 若い女性は一時保護所、婦人保護所に入りたくない

①携帯電話やスマホが使えない

②外出が自由にできない（①②DV被害女性も入所し、加害者から守るためです）

③仕事や学校を休みたくない（保護所は通勤通学はできず、婦人保護施設もそれまでの仕事を継続することが難しい場合があります）

④集団生活に不安がある（個室だとしても食堂で他の人と一緒に食事をするのを好まない人たちがいます）

（「婦人保護事業における支援実態等に関する調査研究（2017年）」による）

5 若い女性を女性相談に繋げるために

若い女性が適切な公的支援に繋がっていないことが明らかになってきたことから、婦人保護施設長が「本当に必要な人に利用されていない」、女性を支援する民間団体が「若い女性が、必要な行政施策につながっていない」という声を上げました。

そこで、厚生労働省は「婦人保護事業における支援実態等に関する調査研究（2017年）」を実施し、「困難な問題を抱えた女性への支援に関する検討会（2018～2019年）」を立ち上げ、女性を支援する民間団体、学識経験者、行政担当者から意見を聞き「中間のまとめ」を発表しました。

同時に、「若年被害女性等支援モデル事業（2018年～）」を実施しました。

6 若年被害女性等支援モデル事業について

公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、困難を抱えた女性の自立支援の仕組みを構築するためのモデル事業です。

(1) 実施主体 都道府県・市・特別区

(2) 実施方法

①アウトリーチ支援 困難を抱えた女性の相談を待つのではなく、夜間見回りや声掛けを行い、電話以外にもメール、LINEなどの相談窓口を開設する

②関係機関連携会議の設置等 関係機関と民間支援団体の連携、調整をはかり、女性の状況に応じて関係機関につなぐ。

- ③居場所の確保 どこにも行く場所のない女性へ一時的な居場所を提供し、相談支援を実施する。
- ④自立支援 自立に向けた支援を関係者、関係機関と調整、連携しながら実施する。
- ①、③、④を民間団体に委託可能とし、②については実施主体が行う。

7 若年被害女性等支援モデル事業の実施状況

(1) 実施した自治体

東京都のみでした。所管は福祉保健局少子育対策部と東京都女性相談センターで、東京都女性相談センターは専門相談員を設置し、民間支援団体への支援、助言、民間支援団体が支援している女性を適切な公的窓口につなぐ役割を担いました。

委託団体は、一般社団法人「Colabo」 特別非営利活動団体「BONDプロジェクト」 特別非営利活動団体「人身取引被害者サポートセンターライトハウス」の3団体としました。それぞれの団体は厚生労働省から年間約1千万円の補助金を受け活動しています。

8 若年被害女性等支援モデル事業の支援方法

(1) アウトリーチ

一般社団法人「Colabo」は新宿、渋谷で主に中高生に声をかけ、駐車している「ピンクバス」に案内し、食事等を提供して、話を聞く、という方法をとっています。

特別非営利活動団体「BONDプロジェクト」 特別非営利活動団体「人身取引被害者サポートセンターライトハウス」は、都内の繁華街で声掛けをし、支援があることを伝え、話を聞く、という方法をとっています。

(2) 居場所、公的支援につなぐ

居場所については、各団体でそれぞれ、自前で確保したり、賃貸物件を活用したり、他団体の宿泊施設を借りたりして対応しています。

公的機関には、福祉事務所に同行したり、東京都女性相談センターの一時保護につなぎ、18歳未満の場合は児童相談所に相談しています。

9 若い女性に見られること

東京都女性相談センター、若年被害女性等支援モデル事業を通して出会った女性たちは、以下のような生きづらさを抱えていました。その要因として子どものときから、「自分の思ったことを言っていない」「自分の話を聞いてもらえた」という経験を積み重ねることができなかった人が多くいました。また、もともと人との関係をつくるのが苦手だったり、相手の言っていることを表面的にしか受け止められない特徴を持つ人たちもいました。

- (1) 自分が困っていることを言葉にすることが難しく、それを自分からまわりの人に伝えることが難しい。

知的な障がいを持つ女性もなかなか言葉にする、言葉を伝えるのが難しいのですが、「話を聞いてもらえた」という経験が少ない女性にもみられました。

- (2) 性的被害を受けた経験を語るには時間がかかり、語る事が難しい

自分が悪かったのではないかという思いを持ったり、恥ずかしさ、大きなショックによって言葉

に表すこと、人に伝えることが難しいことです。小学生のときに性的虐待を受けた経験を、20代になってやっと話すことができた、という女性もいました。

(3) 嫌なこと、居心地が悪いことがあると、そのことを相手に伝えることをせずに、その場からいなくなる。

職場で嫌なことがあっても伝えられず、伝えないまま、居られなくなり去って行きます。もし言えたら、職場環境が改善されたかもしれないのですが、その機会を自分からは作れません。人間関係に自信が持てずに相手が怒るかもしれない、相手から否定されるかもしれない、と自分で思ってしまうようなことは伝えられないのです。

(4) 相手との信頼関係を築くのが難しく、自分が否定されたと受け止めると関係を絶ってしまう。

自分にとって嫌なことを言われたら、それだけで「嫌われた」「否定された」と受け止め、関係の回復が可能なことや、言われたことの意味などを考えることなく、関係を絶ってしまいます。そのような自分の生活の場所を失い、仕事を失った女性が行きついてしまうのが性産業なのです。

10 性産業に向かってしまうこと

(1) 性産業に誘う男性の言葉かけは優しく、頼れる人と受け止めてしまいます。虐待を受けたり、親や周りの人から大切にされたという思いを持てずに大人になった人にとって、初めて自分のことをわかってくれる人に会えた、初めて優しくしてもらえた、と思ってしまう。

(2) 性産業は住まいを用意し、行き場のないときに繋がってしまいます。お金がなかったり、頼る人がおらずに「今日、泊まる場所がない、住むところがない」と困っている女性にとって、寮やアパートにすぐ入れるというのは魅力があります。

(3) 性産業の仕事をする、普通の勤め人の仕事ができなくなります。性産業の仕事は、夜のことが多いので、昼夜逆転となり、朝起きて仕事に行くという規則正しい生活ができなくなります。また一日の収入が多く、普通の仕事で得られる月給を考えるとばかばかしく感じるようになります。収入が多いといっても、雇う側は使うところを用意し、お金が貯まるということにはなりません。そして、やめられなくなっていくうちに、体や心に大きなダメージを受けることとなります。

11 性産業に従事する女性の被害の実態

(1) 不特定多数の人たちの性的関係は、体にダメージを受けます。性病を移されたり、一日に何人もの相手をして疲弊し、腎臓、肝臓などの内臓の病気になることがあります。また、口腔を使うことが多いので、歯が欠損することもあります。

(2) 性産業に従事するなかで身体的暴力や性暴力を受ける可能性も高くあります。暴力を受け続けていくと、自己肯定感を失っていき、精神的に疲弊し、うつ病など精神疾患を発症してしまうことがあります。

(3) 病気になったり、精神疾患を発症しても、健康保険証を持たないことが多く、医療費が払えなかったりして適切な医療にかかることが難しくなります。また、治療をしていても途中で中断してしまい、症状を悪化させてしまいます。

(4) 暴力による精神的ダメージは、医療にかかったとしても回復に長い期間を必要とし、一人で辛い毎日を過ごす人たちがいます。

(5) 知的な障がいを持っている場合、性産業に向かったり、性的暴力にあう機会が多くあります。

援助を受ける立場として育っていくことにより、性産業において男性が喜ぶのを「人のためになった」と受け取ってしまいます。

12 性産業に向かわないために、性被害にあわないための支援において大切なこと

生きづらさを抱えている女性と出会ったら、以下のことを考えながら接し、支援していただければと思います。

(1) 本人の苦手なことを早めに発見し、理解し、劣等感にしないこと

性産業は、劣等感を持っている人にとって、自分が喜んでもらえる存在、相手にとって役に立つ存在と受け止め、自己肯定感を持つことができる仕事です。

(2) 本人の話をゆっくり聞いてあげること

困っていることを言葉にできるように、言葉にしたことを自分から周りに伝えられるように、本人のペースに合わせて待つてあげてください。そのことによって、聞いてもらえるという実感を持つことができ、いやなことがあったら「いやだ」と言えるようになります。それでも人間関係は続けることができるのだということを理解し、本当に自分のことを考えてくれる人から離れないようにつなぎ留める糸口となります。

(3) すでに性産業に従事していたり、そのことによって性暴力にあっている人へ

出会ったら早く救ってあげたいと思います。けれども、特に暴力を受けている人は、コントロールされ自分で判断しない、できなくされた状態にいます。支援者がアドバイスしリードしていくと今度は支援者のコントロール下に置かれることとなります。本人が「性産業をやめよう」とか「被害を受けないようになんとかしよう」と思うときまで寄り添うことが大切です。

13 生きづらさを抱えた女性に対する必要な支援

(1) 男性に繋がる前に、必要な支援に繋がること

今、ツイッターなどで若い女性が「死にたい、行く所がない、助けて」と発信すると、それを不特定多数の男性がキャッチし、「助けてあげる」という返信が返ってきます。そのことが性産業や性被害に結びつきます。そこで、男性の返信の前に、支援者（教会）がキャッチし、支援する人がいることを伝える仕組みができたと思います。すでに民間支援団体で行っているところがあります。

(2) 男性に繋がるまえに、居場所を提供できること

今、どこにも行く所がない若い女性にとって、寮があったりアパートに住める性産業は魅力的ですし、それしか生きる選択肢がない場合もあります。若い女性にとって安全で安心な「泊るところ」を提供できたらと思います。

(3) 根気よく、息の長い支援を続けること

心や体が傷ついたり、精神疾患を負ったりすると回復に時間がかかります。そして一人で回復するプロセスを歩むのは困難です。何年もかけて、ずっと寄り添い続ける人が求められます。自分のことを知っている人がいる、考えてくれる人がいるということは、回復の力になります。寄り添い続けることも重荷になってしまうことがあります。連絡は定期的にする、1回の電話や会う時間を決め、次の機会を決めることによって、お互いに息の長い関係を続けることができると思います。

「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」において示された、「困難な問題を抱える女性への支援の将来イメージ」の中には、被害にあった後のアフター支援が盛り込まれ、支援の中心は民間です。教会も生きづらさを抱える女性に関心を持ち、教会が地域で、継続的に支援をしていく「民間の支援者」になることができたらと思っています。

救命ボート付き巡回灯台

飛騨高山教会客員 大塚頼明

2月15日（土）、華陽教会での岐阜地区集会に出席させていただき、ありがとうございました。会の終わり近く、私は駆け込み寺からの連想で「駆け込み教会」という言葉を口にしました。

その後、和田芳子牧師の熱いお話を改めて思い起こし、会場でいただきました2018年度中部教区「障がい者と教会」委員会報告書・2016年3月の中部教区「障がい者と教会」交流集会報告書などを読ませていただいて、「救命ボート付き巡回灯台」という題で感想を書かせていただくことにいたしました。委員会の歩み・お働きの全貌について未消化なまま、感激して筆を弁らせている非礼をお赦しくさせていただきますように。

和田芳子牧師はお話の冒頭で、危うい生活に転落していく女性何人かを水際で踏みとどまらせることが出来たと語られたと思います。

現在の社会に「駆け込み教会」があればと考えますが、全部の教会がそうなることは難しいと思います。でも、窮状にある方が救いを求めて訪れるのを門を開いて迎え入れて憩わせ、快復させるオアシスの働きを果たせたら、どんなに素晴らしいことでしょう。実際にそうした働きをしてくださっているところ、方々に敬意と感謝を表します。

駆け込む力もなく倒れてあえいでいる方、やがてそうなる道へ甘い言葉で誘われて陥る手前にある人・・・嵐の海で暗礁に乗り上げて動きがとれなくなっている舟や、暗礁の一步手前にあることに気がつかないでその隠れている牙に向かっていこうとしている舟・・・2月15日に和田芳子牧師から伺ったお話は、まさにそうした状況にある舟のところに、暗礁の姿を光を当てて浮き彫りにし、危険を回避させ、既に暗礁に乗り上げている舟には、沈むことのない救命ボートを差し向けるお働きの積み重ねてこられたのだと思いました。

また、お集まりになった方々からは、深刻な内容の事例に耳を傾けているときにも意気消沈しない明るさとエネルギーが伝わってまいりました。

ハレルヤコーラスのメシアのことを讃えて歌われる歌詞に「ワンダフル カウンセラー」という言

葉があります。私はいつの頃からか、この歌詞とイエス・キリストが家畜小屋に生まれたことを思い合わせて、浴槽の一番下に設けられている排水口をイメージするようになりました。全ての人の悩み・苦しみを受けとめるには、浴槽の排水口のように一番下に位置することが必要だからです。

人間の一番醜いところに光をあて、手を差し伸べる救命ボート付き巡回灯台の皆さま、どうぞ、お健やかで輝き続けてくださいますように。感謝と祈りの内に。

「わたしはぶどうの木、あなたがたは枝です。人がわたしにとどまり、わたしもその人にとどまっているなら、その人は多くの実を結びます。」（ヨハネの福音書 15章5節）

主題「生きづらさを抱えた若者たち」 和田芳子牧師の講演を聴いて

飛騨高山教会 水谷恵子

外部からは見えにくい多様な障がいを抱え、生きづらさのなかで、どこにどう支援を求めてよいのか分からず、困難な中に置かれたままの方々に教会は何ができるでしょうか。どこまでできるでしょうか。

私たちが気が付かないだけで、私たちの周りには必ず「生きづらさ」を抱えた方々はいらっしゃいます。私たちと繋がるべき人々です。

今回、特に家庭内暴力（DV）は都道府県別相談件数の統計では東京・神奈川・愛知県のみが多く、他県は問題が無いように見えますが、それは相談窓口が少なく、相談に訪れることすらできない方々の聞こえない叫び声にはほかならないと講演で解りました。

「DVを受けている人」だけを見ると、社会問題のように思えますが、その背景の「DVをしてしまう人」に眼を向けると、その人々も何らかの被害者であり、生きづらさを抱えている方で、「障がい者と教会」がともに考えるべき問題だと解ります。繋がっている人々だということを私たちは知らなくてはなりません。

和田牧師が中部教区に赴任していらっしゃり、長いご経験からの助言を受けることができ感謝です。聞いた当初には私には不思議に思える助言をこの数ヶ月のお交わりの中でいただきましたので、シェアさせていただきます。

【1】「強力な支援者がいると公的支援は受けられない」

（ええっ、そうなの？）と私は驚きましたが、精神的支えとつながりは生涯担えても、そのかたの救済や物的支援を一生続けることはできません。他に緊急に支援しなくてはならない方も次々現れます。ですから、公的な支援が整わない緊急な部分にかかわり、公的な支援に橋渡しをしていく働きが教会の奉仕で大切なのだと納得できました。

（和田先生からの補足・・・つまり、公的支援は、特に女性支援の場合「最後のとりで」なので、まず、行政は、自分以外に「支援してくれる人」に先に支援してもらって、どうしても無理なところを行政が支援する、という構造であることを意図する発言でした。）

【2】「最後に決めるのは本人です」

(一番よいと思う方法を提案しているのに?) 何も決められなくて思い迷っている方、弱い方を前に、私は次々と提案し、押しすぎてしまいがちですが、それは、まさに傲慢であり、別のコントロールを差し込むことになるのか……。真にその人のことを思い、こころを尽くしてこの世の手段も調べて、ご本人の理解もはかった上で、祈りをもって主にお委ねすることの大切さを学んでいます。

私は数年「障がい者と教会」の委員会に参加させていただき、たくさんの方を学ばせていただき、感謝いたします。最後に、あるときの島しづ子牧師のご発言をシェアさせていただきます。

一緒に歩いていたとき、お身体に障がいのある見知らぬ方が困っておられるのに出会いました。私はその方をどう援助したらよいのか戸惑い、島先生のお顔を見ましたら「障がいのあるお一人お一人が異なり、介護専門家であろうがなかろうが、誰でもその方に出会ったときは初心者です」と教えてくださいました。

私は数人の友と、今、ある方々の支援にかかわらせていただいておりますが、困難な事態に直面したとき、そのグループに声をかけると「水谷さんは専門家だから任せる」と言われ、そのときこの島先生の言葉を思い出しました。専門家はいません。主から、ある方々、ある事件、ある問題を与えられたとき、私たちはひとりひとり、その課題の「専門家」になるため、主のお招きに向かって歩み出すものになりたいです。

【編集後記】

べてるの家からのご講演は何回目かになりますが、今回も多くに関心を持つ方々が集まってくださって実り多き集会でした。特に向谷地さんと浦河からの参加者が会場から「語り手」を呼び出して即座に当事者研究を下さし、名古屋ダルクの方々が触発されてご自分の経験を率直に話して下さる場面もあり、興味深い集会となりました。交流集会でも地区集会でも、ありのままの自分の苦労や問題を話せる場所が大事だと思われました。

今年度から委員に加わってくださった和田芳子先生の経験に裏打ちされた講演を、岐阜地区集会で伺うことが出来たことは幸いなことでした。華陽教会の皆様お世話になりました。

「生きづらさそのものの日々」を生きている若者たちの姿を詳しく知らされました。本弘禮子委員はご自身、児童養護施設や障がい児者施設で責任ある立場で働いて来られました。困難事例を抱えて奮闘した経験をお持ちで、施設を巣立った方々の生きづらさを知っておられましたが、和田先生のお話から、卒園者のその後の深刻な現実を改めて知り、教会や社会が何らかの役目を負わなければと語っています。

べてるの家の皆さん、名古屋ダルクの皆さん、和田芳子先生、長い間の苦労によるすばらしい経験を分かち合っ下さりありがとうございました。(名古屋堀川伝道所 島 しづ子)

発行日 2020年3月

発行者 中部教区「障がい者と教会」委員長 柳本秀良

委員 和田芳子 島しづ子 田中文宏 水谷恵子 本弘禮子

